

高松市帳票（介護保険）作成等業務委託契約書（案）

高松市帳票（介護保険）作成等業務委託について、高松市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により契約を締結した。

（定義）

第1条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 本件業務 この契約に基づく請負業務をいう。作成等業務範囲は別紙業務仕様書に記載のとおりとする。

（2） 納品物 この契約に基づき別紙業務仕様書記載のとおり作成されるものをいう。

（委託業務）

第2条 委託者は、本件業務を受託者に委託し、受託者は、これを受託した。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料の額は、次のとおりとする。

（1） 導入経費（プログラム設計等に係る経費）

委託者は、本件業務導入（プログラム設計等）に要する費用として、委託料金 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を受託者に支払うものとする。

（2） 運用経費（帳票作成に係る経費）

委託者は、本件業務に要する費用のうち、帳票作成等に係る委託料として、別紙に掲げるそれぞれの「単価（税抜）」に実施数量を乗じた金額（1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。）の合計金

額に国の定める消費税及び地方消費税の額を加算（１円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。）した委託料を受注者に支払うものとする。

（受託者の義務）

第５条 受託者は、本件業務の履行に関して次の義務を負う。

（１） この契約に定めるもののほか、別紙業務仕様書に従い、本件業務を履行すること。

（２） すべての納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するよう努めること（委託者の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。）。なお、納品物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害している場合は、委託者、受託者協議の上、対応するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条 受託者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第７条 委託者は、受託者の本件業務の結果に関し、受託者に対して受託者の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（修補しないことによる損害を含む。）に限り、第４条に定める委託料金相当額を限度として損害賠償請求をすることができる。

２ 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

３ 第１項規定による損害賠償請求は、検査合格の日から起算して２年以内に行わなければ、委託者は、請求権を行使することはできない。

（契約不適合責任）

第８条 納品物に契約不適合（別途合意する製品仕様書との不一致をいい、以下同じ。）があるときは、委託者は、受託者に対して、相当の期限を定めて、その契約不適合の修補又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求する

ことができる。ただし、受託者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず、委託者が請求した方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、委託者が納入を受けた日から起算して1年以内（以下「保証期間」という。）に、その旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由として、これを行うことができない。ただし、受託者が納品物を納入する時に、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 契約不適合が受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、委託者は、受託者に対し、前2項の請求をすることができない。

4 前3項の規定は、第7条による損害賠償請求及び第30条、第31条、第32条及び第33条による契約解除権の行使を妨げるものではない。

（原始資料等の提供及び返還）

第9条 委託者は、受託者に対し本件業務遂行に必要な原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。

2 委託者は、受託者から本件業務の遂行に必要な原始資料以外の資料等の提出について申請があったときは、速やかにその是非を検討し、その結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、提供可能なときは、委託者は、速やかに受託者に無償で貸与、開示等を行うものとする。

3 本件業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料等があるときは、受託者は、遅滞なくこれを委託者に返還し、又は委託者の指示に従い処分するものとする。

（原始資料等の管理）

第10条 受託者は、委託者から提供された本件業務に係る原始資料その他の資料、情報等（以下この条において「原始資料等」という。）を施錠できる管理庫又は施錠、入退去管理の可能な管理室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 原始資料等は、本件業務以外の用途に使用してはならない。

3 受託者は、委託者から提供された原始資料等について、委託者の書面による事前の承諾がない限り、これらを複製し、又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。ただし、本委託業務の履行において必要最低限

の範囲の複製については、委託者の承諾を得たものとみなす。

（作業場所）

第 1 1 条 受託者は、機密保持又は業務遂行上の必要から、委託者の事務所で作業を行う必要があるときは、委託者にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。

2 委託者は、前項の規定による要請があった場合において、その必要があると認めるときは、使用上の条件を明示し、有償又は無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

3 受託者の使用人は、委託者の事務所で業務を遂行する場合、受託者の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

（業務遂行管理者）

第 1 2 条 委託者及び受託者の双方は、この契約の締結後速やかに、本件業務を円滑に遂行するため、それぞれ本件業務の履行に関する連絡及び確認を行う業務遂行管理者 1 人並びに当該連絡及び確認に必要な推進体制を定め、書面をもって相手方に通知するものとする。通知した事項を変更する場合も、同様とする。

2 委託者及び受託者の双方は、この契約に定める事項のほか、本件業務の履行に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼及び相手方との連絡、確認等は、原則として業務遂行管理者又はその代理者を通じて行うものとする。

（秘密保持）

第 1 3 条 受託者は、委託者が承認した場合を除き、本件業務の内容（秘密と指定された情報）を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

2 受託者は、本件業務に従事する受託者の従業員その他の者に前項に規定する義務を遵守させるため、必要な処置を講じなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 1 4 条 受託者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。

（個人情報の保護）

第15条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第16条 受託者は、事故等の発生により契約の履行に障害を生じ、又は生じる恐れのあると認められるときは、直ちに理由を付して委託者に報告しなければならない。

(納入期限の延長等)

第17条 受託者は、別紙業務仕様書に規定する納入期限内に履行することができない事由が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告があった場合において、その事由が受託者の責めに帰すことができないものであると認めるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(履行遅延の違約金)

第18条 委託者は、前条第1項の規定による報告があった場合において、受託者から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の遅延を認めることがある。

2 前項の遅延違約金の額は、未納部分の契約代金に対して延長日数に応じ、年2.5%の割合を乗じて算出した額とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(危険負担)

第19条 納入前において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、受託者の負担とする。

2 納入後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、委託者の負担とする。

3 委託者に納入せず、市民に郵送した後において、納品物に滅失又はき損が生じた場合には、委託者の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又はき損に関する修補は、受託者の負担とする。

(作業の進捗状況の報告等)

第20条 受託者は、委託者からの指示がある場合には、受託した業務の進捗状況について、委託者が指定する時期及び内容で、書面等により報告しなければならない。

2 受託者は、委託者からの指示がある場合には、打合せ会議を開催しなければならない。

(委託者の検査監督権)

第21条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の作業現場の实地調査を含めた受託者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。ただし、实地調査の日時等、詳細については、委託者、受託者協議の上決定する。

2 受託者は、委託者から進捗状況の提出の要求、作業内容の検査実施の要求、作業の実施に係る指示があったときは、これらに従わなければならない。

(納入)

第22条 受託者は、別紙業務仕様書の規定に従い、納入期限までに納入場所に納品物を提出しなければならない。

(検査)

第23条 委託者は、受託者から納品物を受領したときは、あらかじめ委託者、受託者協議して定めた検査方法及び検査基準に基づいて本件業務の検査(以下「検査」という。)を行い、その結果を次項に規定する検査期限までに書面により受託者に通知するものとする。

2 検査期限は、受託者が当該検査の対象となる納品物を受領した日から7日以内(以下「検査期間」という。)とする。ただし、委託者又は受託者が、納品物の規模により検査に要する期間が8日以上必要であると認めるときは、10日を限度に当該検査期間を定めるものとする。

3 委託者が前項に規定する検査期間内に当該検査の結果を受託者に通知しないときは、当該検査は、合格したものとみなす。委託者が正当な理由なく納品物の受領を拒否した場合で、当該拒否をした日から7日を経過したときも、同様とする。

4 納品物が検査に合格しないときは、次に定めるところによる。

(1) 不合格の原因が受託者の責めに帰すべき事由による場合及び保証期間内に委託者から受託者に修補の請求があった場合は、受託者は、委託者の指示に従い、速やかに納品物を無償で修補しなければならない。ただし、受託者が合理的範囲内で修補の努力を繰り返しても修補できないときは、この限りでない。

(2) 不合格の原因が受託者の責めに帰すことのできない事由による場合は、受託者は、納品物を有償で修補するものとする。この場合において、修補に要する期間、対価の額等は、委託者、受託者双方が別途協議して決定するものとする。

5 前項の規定による修補の期間は、検査期間から除算するものとする。

6 当該検査において、受託者で発生する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の請求)

第24条 受託者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の方法により委託者に委託料の支払を請求するものとする。

(支払方法)

第25条 委託者は、適法な請求があった日から起算して30日以内に第4条に規定する委託料を受託者に支払わなければならない。

(契約保証金)

第26条 契約保証金については、次に定めるところによる。

(1) 受託者は、契約の締結時に、契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(2) 契約保証金には利子を付さないものとする。

(3) 受託者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、委託者に帰属する。

(著作権の承諾等)

第27条 納品物の著作権及びこれに関する著作権者人格権の取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 受託者は、納品物のうち自己が創作した著作物についての著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、委託者に無償で許諾するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、製品仕様書を改変することができるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が納品物の作成のために適用する関連料及び納品物についての著作権等については、受託者に帰属するものとし、納品物に受託者が第三者から許諾を受けた著作物が含まれている場合は、当該著作物に係る著作権等は、当該第三者に帰属するものとする。

（特許権等）

第28条 本件業務の履行に当たり開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウ又は技術に係る発明、考案、意匠等（以下「発明等」という。）に関する工業所有権（出願する権利も含む。）及びこれらに関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属するこの契約の当事者に帰属するものとする。この場合において、委託者又は受託者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 本件業務の履行の過程で生じた発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合は、当該発明等に係る特許権等は、委託者及び受託者の共有（持分は、別に定めがない限り均等とする。）とする。

3 委託者及び受託者は、前項に規定する共同の発明等に係る特許権等については、それぞれ相手方の同意を得ることなく、これらを自ら実施し、又は利用することができる。ただし、当該特許権等の実施又は利用を第三者に許諾する場合、自己の持分を譲渡する場合又は質権の目的とする場合は、事前に相手方の同意を得なければならない。

（契約内容の変更等）

第 29 条 本件業務及びこの契約の内容は、委託者、受託者双方の権限ある代表者又は代理人が記名押印した書面によってのみ、変更及び中止することができる。

2 委託者において、製品仕様の変更を行う必要が生じた場合は、委託者は、受託者に遅滞なく連絡し、委託者、受託者協議の上、製品仕様を変更することができるものとする。

(委託者の契約解除権等)

第 30 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 納期限内（履行期間内）に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 前 3 号のいずれかに該当する場合のほか、受託者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(5) 第 32 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下このアにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号に

において同じ。)であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、本件業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、委託者が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

2 委託者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない理由があると認めるときは、契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除した場合は、納品物の既納部分で検収に合格したものについての所有権は、委託者に帰属するものとし、委託者は、その既納部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約を解除されたときは、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に納入しなければならない。

5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 第2項の規定により契約を解除した場合で受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者受託者協議して定める。

(談合その他不正行為による契約解除)

第31条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するとき

は、契約を解除することができる。

(1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第30条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第32条 委託者は、履行期間が終了するまでの間は、前2条に定めるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第32条の2 次に各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第26条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の契約解除権等)

第33条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第29条第1項の規定による契約の変更等により契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条第1項の規定による中止の期間が納期の2分の1以上に達したとき。

(3) 委託者が契約に違反し、その違反により納品物を完納する（業務を完了する）ことが不可能となったとき。

2 前項第3号の規定により契約を解除したときは、第30条第4項及び第6項の規定を準用する。

（談合その他不正行為による賠償金）

第34条 受託者は、第31条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の徴収）

第35条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と委託者の支払うべき契約金額を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（運搬責任）

第36条 本件業務に係る支給用品、貸与品、資料及び納品物の委託者又は委託者指定の郵便局若しくは運送業者への運搬は、別に定めるものを除くほか、受託者の責任で行うものとし、その経費は、受託者の負担とする。

（合意管轄）

第37条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、委託者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第38条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者 契約の相手方をいう。

(2) 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該建設工事に係る設計、調査及び測量の委託等を除く。）をいう。

(3) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(6) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等により、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

(7) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(定めのない事項等の処理)

第 3 9 条 本契約の条項に定めのない事項又は本契約の条項に関して疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い、委託者、受託者協議し、解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委託者 香川県高松市番町一丁目 8 番 1 5 号

高松市長 大 西 秀 人

受託者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「委託者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出等）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定等）

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

（教育及び研修の実施）

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

（個人情報の受領）

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（再委託）

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の

全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。

- 5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれ

と同等以上の保護措置を施すこと。

(7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報記録された資料を複写し、又は複製しないこと。

(8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。

(9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は委託者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を返還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 受託者は、委託者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに応じなければならない。

- 3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合

において、受託者は、委託者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。